

1. はじめに

1. はじめに

わが国では、社会状況に対応した道路整備計画等の立案、策定及び道路施設の管理等、今後の道路行政に資するための基礎資料を得るため、道路法第3条に定められる全国の道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）を対象に道路統計調査が実施されている。その調査の一つである道路施設現況調査によって、各道路における延長の内訳、幅員構成、面積が調査される。また、部分的には、橋梁などの構造、延長、幅員等の実態が調査されている。この他、道路橋においては、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う定期点検の実施に関して、技術的助言及びその趣旨に則って定期点検の目的を達成する上で道路管理者として最低限実施することが望ましいと考えられる事項及びその実施にあたって参考とできる事項が解説された「道路橋定期点検要領」^{1) 2) 3)}に基づいて定期点検が行われる。道路橋の状態の把握やそれらを考慮した点検時点での性能の見立てなども行って、これらを主たる根拠とした措置方針等を踏まえた道路管理者としての最終的な措置方針について、道路橋毎に「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年3月）」に定められている健全性の診断の区分（Ⅰ～Ⅳ）が記録される。さらに、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局が管理する道路橋の定期点検においては、「橋梁定期点検要領」^{4) 5) 6)}に基づいて上記に加えて部材毎の措置の必要性などについて（主要部材の対策区分の判定）と、定期点検時の橋の外観を予め定められた評価基準に従って技術者の主観を入れずに客観的に区分したデータ（損傷程度の評価）が記録される。

本資料では、2.においては道路統計調査の結果から、全国の道路橋の現状のストックの量と内訳を管理者や道路種別などの区分ごとに分類して集計した。3.においては道路橋の状態と過去からの推移の把握を目的として、「道路橋定期点検要領」^{1) 2)}及び「橋梁定期点検要領」^{4) 5) 6)}に基づいて定期点検が行われた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局が管理する道路橋を対象に、令和5年度までに得られた結果を用いて、単年度ごとにそれぞれ4月時点における主要部材毎の対策区分の判定の結果（A, B, C, M, S, E1, E2）を集計した。なお、本資料においては道路橋を橋梁と溝橋に分類して整理を行っている。ここで、溝橋と橋梁は、各道路管理者が道路橋のうち土被りが1m未満のものを溝橋、溝橋以外のものを橋梁として分類し、道路施設現況調査に記録したとおりに分類している。

ただし、出版時点（令和7年〇月時点）では、令和6年度に改定された「道路橋定期点検要領」³⁾及び「橋梁定期点検要領」⁷⁾に基づき定期点検が実施されている。改定された「道路橋定期点検要領」³⁾では、健全性の診断の区分（Ⅰ～Ⅳ）に加えて、その主たる根拠となるこれまで行われてきた性能の見立てについて、道路橋並びに上部構造、下部構造及び上下部接続部が想定される状況に対してどのような状態となる可能性があるのかを推定した結果をA、B、Cに区分して記録することとされた。これを踏まえ、改定された「橋梁定期点検要領」⁷⁾では、主要部材に対して実施されてきた対策区分の判定は廃止されている。そのため、本資料で整理した主要部材の対策区分の判定の結果にはA、B、Cという記号が用いられているが、上部構造等の性能の見立ての記録であるA、B、Cとは位置付けも意味も異なるものであるため、比較できないことに留意する必要がある。

参考文献

- 1) 道路橋定期点検要領 平成26年6月 国土交通省道路局
- 2) 道路橋定期点検要領 平成31年2月 国土交通省道路局
- 3) 道路橋定期点検要領 令和6年3月 国土交通省道路局
- 4) 橋梁定期点検要領（案） 平成16年3月 国土交通省道路局国道・防災課

- 5) 橋梁定期点検要領 平成 26 年 6 月 国土交通省道路局国道・防災課
- 6) 橋梁定期点検要領 平成 31 年 3 月 国土交通省道路局国道・技術課
- 7) 橋梁定期点検要領 令和 6 年 7 月 国土交通省道路局国道・技術課